

## 処分規程

特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会

### 第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会（以下「本協会」という。）が担うゴルフ競技の普及と競技力の向上という重要な役割に鑑み、本協会の事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止及びゴルフ競技における暴力行為等の根絶を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

本規程の適用範囲は、定款第6条の会員、本協会の理事、監事、職員、競技委員、選手、選手のサポートスタッフ（コーチ、トレーナー、キャディを含むがこれらに限られない。）その他本協会に関連する者（以下これらの者を総称して「関係者等」という。）とする。

### 第3条（違反行為）

違反行為とは、以下各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 正当な理由なく、本協会の指示命令に従わなかったとき
- (2) 本協会及び加盟団体の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
- (3) 暴力、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及び差別などをはじめとする不法行為を行ったとき
- (4) その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき
- (5) 方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与したとき
- (6) 補助金等の不正受給、脱税、その他の不正な経理に関与したとき
- (7) 関係法令又は本協会の定める諸規程に違反したとき
- (8) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の規程に違反したとき

### 第4条

本協会は、違反行為を行った関係者等に対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

- (1) 理事、監事、職員、委員会委員に対する処分の種類
  - ①戒告 口頭による注意を行い戒める
  - ②けん責 書面による注意を行い戒める
  - ③解任 理事、監事、職員、委員会委員としての職を解く
- (2) 会員等に対する処分の種類
  - ①戒告 口頭による注意を行い戒める

②けん責 書面による注意を行い戒める

③登録期間の停止 一定期間（5年以下）本協会の会員としての資格を停止する

#### 第5条（処分の原則）

本協会は、全ての関係者等に対し、中立、公平かつ迅速に処分を行う。

#### 第6条（処分審査）

処分の審査については、コンプライアンス委員会が中立かつ公平に審査し、理事会に答申する。

#### 第7条（処分の決定）

1. 理事会は、コンプライアンス委員会の答申を審議し、処分決定を行う。理事会は、コンプライアンス委員会の答申を尊重する。
2. 本協会は、前項の理事会決定に基づき、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。
  - (1) 審査対象者
  - (2) 処分の内容(処分を不相当とする場合はその旨)
  - (3) 処分対象となる違反行為にかかる事実
  - (4) 処分の手続きの経過
  - (5) 処分の理由及び証拠の標目
  - (6) 処分の年月日
  - (7) 処分決定に不服がある場合は、審査対象者は一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立て期間の明記
3. 処分決定は、前項の通知が審査対象者に到着した時に効力を生じる。

#### 第8条（日本スポーツ仲裁機構への不服申立て）

前条にかかわらず、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申立ては、同機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決される。

#### 第9条（刑事裁判等との関係）

処分の対象となる違反行為について、審査対象者が刑事裁判その他の本連盟以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、本協会は同一違反行為について、適宜に審査対象者を処分することができる。本規程による処分は、当該審査対象者が同一又は関連する違反行為に関し、重ねて本協会以外の処分を受けることを妨げない。

#### 第10条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

本規程は、2019年6月1日から施行する。

本規程は、2023年10月1日から改正施行する。